

別表第 1 対象業種

分類	業 種※	
調理業	旧法第 5 2 条に基づく許可業種	飲食店営業 喫茶店営業
	旧条例第 5 条の 6 に基づく届出施設	給食施設（届出）
製造業	旧法第 5 2 条に基づく許可業種	菓子製造業 豆腐製造業 そうざい製造業 あん類製造業 アイスクリーム類製造業 乳製品製造業 食肉製品製造業 魚肉練り製品製造業 清涼飲料水製造業 乳酸菌飲料製造業 氷雪製造業 食用油脂製造業 マーガリン又はショートニング製造業 みそ製造業 しょうゆ製造業 ソース類製造業 酒類製造業 納豆製造業 麺類製造業 缶詰又は瓶詰食品製造業 添加物製造業
	旧条例第 5 条の 3 に基づく許可業種	そう菜半製品等製造業 魚介類加工業 つけ物製造業 製菓材料等製造業 粉末食品製造業 調味料等製造業 液卵製造業
処理業	旧法第 5 2 条に基づく許可業種	食肉処理業 乳処理業 食品の冷凍又は冷蔵業
販売業	旧法第 5 2 条に基づく許可業種	乳類販売業 食肉販売業 魚介類販売業 氷雪販売業 魚介類競り売り営業
	旧条例第 5 条の 3 に基づく許可業種	食料品等販売業

※ 令和 3 年 6 月 1 日以降は、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法に基づく業種のうち該当するものを個別に判断する。